

社団法人新潟県介護福祉士会 地域密着型サービス外部評価業務実施要領

社団法人新潟県介護福祉士会（以下、「当機関」という。）における指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下、「事業所」という。）の外部評価の実施については、本実施要領に定める。

（地域密着型サービス外部評価の目的と基本方針）

第1条 外部評価は、事業者が提供しているサービス内容について、第三者の立場から客観的視点で行われる外部評価の結果と、当該評価を受ける前に事業者が行う自己評価の結果を対比して、両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて、総括的な評価を行うことにより、事業者が提供するサービスの質の確保と向上を図ることを目的とする。

2 外部評価結果は、利用者がサービスを選択し、安心して利用を継続していくために必要な情報として活用されるよう広く公開するものとする。

（外部評価の体系及び評価項目）

第2条 外部評価項目は、新潟県知事の定めるところによるものとする。

なお、評価を受ける指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が複数のユニットで構成されている場合には、特別な事情がある場合を除き、下記の評価手続はすべてのユニットについて行った上で、最終的な評価は当該事業所全体を単位として行う。

（外部評価の構成）

第3条 外部評価は、当機関の委嘱する複数の評価調査員（そのうち、主となる評価調査員を主任評価調査員とする。）により実施された「書面調査」と「訪問調査」の結果を総合した上で、当機関としての決定に基づき行うものとする。

（書面調査）

第4条 当機関は、指定小規模多機能型居宅介護事業者若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者及び指定認知症対応型共同生活介護事業者若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所事業者（以下、「事業者」という。）から外部評価の依頼を受けた場合には、所定の手続に基づき契約の締結、評価手数料の受領を行った後に、「現況調査」と「自己評価調査」を目的として、次の書面の提出を求めるものとする。

- (1) 事業所運営概況がわかる書類（運営規程、利用契約書、重要事項説明書、パンフレット等）
- (2) 事業所のサービス提供の概要がわかる書類（介護計画書・業務日誌の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録等）
- (3) 自己評価票（評価を受ける事業者が直近に行った自己評価結果を記した「1 自己評価及び外部評価結果」の送付を受けることにより行う。なお、複数のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護事業所の場合には、自己評価に係る記入欄について、各ユニットごとに作成したものとする。
- (4) 情報提供票等
- (5) その他必要と認める書類等

2 上記の他、評価を適切に行うための情報収集を目的とし、すべての利用者の家族を対象として、利用者家族アンケート票によりアンケート調査を行う。なお、アンケート調査は、原則として郵送で行うこととし、アンケート票の送付は個人情報保護の観点から外部評価を受ける事業者を通じて、利用者家族アンケート用紙を配布し、直接に当機関宛に回答を求めるものとする。

（訪問調査）

第5条 訪問調査は書面調査を実施した後に、評価調査員が事業所を訪問し、知事が定めた外部評価項目（以下、「外部評価項目」という。）についての調査を行うことにより実施する。

2 訪問調査の実施は原則として1日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について、管理者等から

説明を受けた後、現状の確認及び外部評価項目に関する状況の調査を行う。

- 3 評価調査員は、所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了する。

(評価結果の決定)

第6条 主任評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、外部評価項目について、訪問調査を行った評価調査員全員の合意により評価を行い、遅滞無く「1 自己評価及び外部評価結果」を当機関に提出するものとする。

- 2 当機関は、前項の評価結果の提出を受けたときは、評価を受けた事業者に対して、郵送又は電子メールにより同評価結果の写しを送付し、意見がある場合には挙証資料を添付した上で、当機関が定める日までに提出することができる旨を告知するものとする。

- 3 当機関は、前項の告知期間が経過した後に、第1項の評価結果を踏まえて当機関としての評価結果を決定するものとする。

また、評価を受けた事業者から第2項の意見及び挙証資料の提出があったときは、これを参酌して第1項の評価結果の内容を検討し、当機関としての評価結果を決定するものとする。ただし、いずれの場合にあっても、第1項の評価結果又は評価を受けた事業者からの第2項の意見と挙証資料について専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価審査委員会（委員名簿：別添）を開催するものとし、その審査結果を踏まえた上で、当機関としての評価結果を決定するものとする。

第7条 当機関は、評価結果を決定したときは、事業者に通知するとともに、「2 目標達成計画」の提出を求め、事業者から「2 目標達成計画」が提出された際に、「1 自己評価及び外部評価結果」と併せて、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」に掲載する手続きについて、併せて情報提供するものとする。

また、評価を受けた事業者に当該結果を通知する際は、当該事業者としての評価結果に関する事後の改善状況を「WAM NET」に掲載する手続きについて、併せて情報提供するものとする。

第8条 外部評価の手数料の額は、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数、評価調査員数及び訪問調査日数に応じ、次の料金表に掲げる額とする。

料金表

種別	評価調査員数	訪問調査日数	手数料額 (消費税込)
小規模多機能型居宅介護事業所	2名	原則として1日	80,000円
認知症対応型共同 生活介護事業所	1ユニット	原則として1日	72,000円
	2ユニット	原則として1日	80,000円
	3ユニット	原則として1日	90,000円

※ただし、佐渡市、粟島浦村は別途交通費実費相当額

(評価業務中止に係る精算の取扱い)

第9条 外部評価業務委託申込者の都合又は災害等の特別な事情により評価業務が履行できなくなったときは、当機関は既に収納した評価手数料のうち次の金額を返還する。

中止の確定時期	中止理由	返還額
訪問調査実施日の3日前まで	申込者の都合による場合	評価手数料の10%
	災害等の特別な事情による場合	評価手数料の全額
訪問調査実施日の2日前以降	申込者の都合による場合	返還しない
	災害等の特別な事情による場合	評価手数料の全額

(守秘義務)

第10条 当機関は、外部評価の際に知り得た事業者、利用者及びその家族の秘密を他に漏らしてはならない。また、その旨を評価調査員に義務付けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、訪問調査等において、緊急を要する事項(明らかな指定基準違反により、入居者に対するサービスの質が著しく低下している場合等)があった場合には、評価調査員は、当機関を通じて市町村の担当部局に通報するなど、適切な対応を行う。

(県に対する報告)

第11条 当機関は、外部評価を行った後、評価を実施した評価調査員、評価手順及び評価結果等について、新潟県知事に対し報告するものとする。

(事務局)

第12条 当機関は、外部評価業務に関する事務を円滑に行うため、事務局を置く。

2 事務局は次に掲げる業務を行う。

- (1) 外部評価審査委員会の開催に関すること。
- (2) 評価調査員の調整に関すること。
- (3) 外部評価を受ける事業者の募集及び書面調査に関すること。
- (4) 外部評価について事業者への回答に関すること。
- (5) 外部評価事業に係る情報開示に関すること。
- (6) その他外部評価に関して必要と思われる事務に関すること。

(その他)

第13条 この実施要領は、評価を受ける事業者からの求めに応じて、開示するものとする。

2 この実施要領に定めるもののほか、外部評価に関し必要な事項は、社団法人新潟県介護福祉士会会長が別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

平成24年4月1日 一部改正